

松江市告示第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年1月10日

松江市長 松浦正敬

1 都市計画の種類、名称

(1) 種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定

(2) 名称

中尾地区計画

2 都市計画の決定に係る土地の位置、区域

(1) 土地の位置

松江市下東川津町の一部

(2) 土地の区域

計画図表示のとおり

3 縦覧場所

松江市歴史まちづくり部都市政策課